



## 令和8・9年度 保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、『高齢者の医療の確保に関する法律』に基づき、2年に一度見直しを行うこととされています。

令和8年度・令和9年度の保険料率は、国の制度改正や、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行っています。また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、従来の保険料を指す基礎賦課額分（医療分）と合わせて、子ども・子育て支援納付金賦課額分（子ども分）を納めていただくことになります。

今回の改定では、現役世代の負担増を抑制するための後期高齢者負担率の引上げや、診療報酬のプラス改定による医療給付費の増加、子ども分の保険料追加などにより保険料率が引上げとなりました。これらは、すべての国民が安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」を、将来に渡って大切に守っていくとともに、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・社会全体で支えるために必要なものになります。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### 令和8・9年度の保険料率

医療分の保険料率は、令和8年度・令和9年度にかかる費用と収入の見込み額を基に算定しています。

子ども分の保険料率は、令和8年度のみ単年度で算定しています。（令和9年度分は令和8年度に算定し、改正されます）

**令和6・7年度 保険料率**

区分	保険料率
均等割額	45,600円
所得割率	8.84%
賦課限度額	80万円

➔

**令和8・9年度 医療分保険料率**  
**令和8年度 子ども分保険料率**

区分	医療分 保険料率	子ども分 保険料率
均等割額	49,100円	1,300円
所得割率	9.00%	0.25%
賦課限度額	85万円	2万1千円

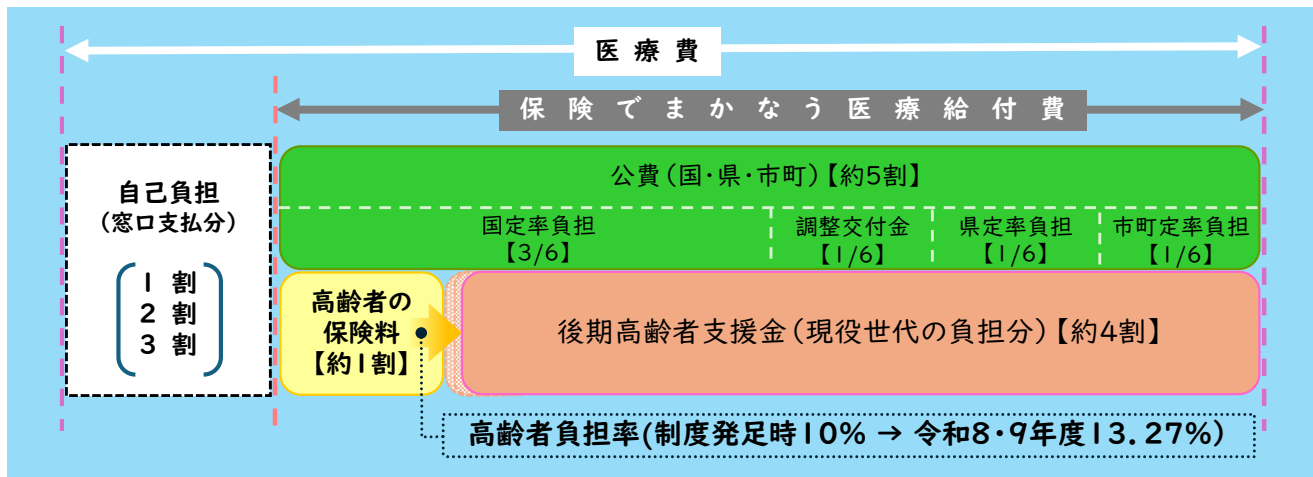
年間保険料
=
医療分
+
子ども分

# 保険料率の算定について

## (1) 医療分の保険料

### ア 保険料の仕組み

後期高齢者医療制度の財源は、医療費から自己負担分を除いた費用の約5割を公費（国・県・市町）、約4割を現役世代が負担する「後期高齢者支援金」、残りの約1割は皆さんからの保険料でまかなわれています。



### イ 保険料率引上げの主な要因

#### ① 後期高齢者負担率の引上げ

後期高齢者医療制度のうち、何割を高齢者の保険料でまかなうかは、後期高齢者負担率により定められています。制度発足時は10%でしたが、現役世代の負担増加に配慮するため、保険料率の改定の度に引き上げられています。

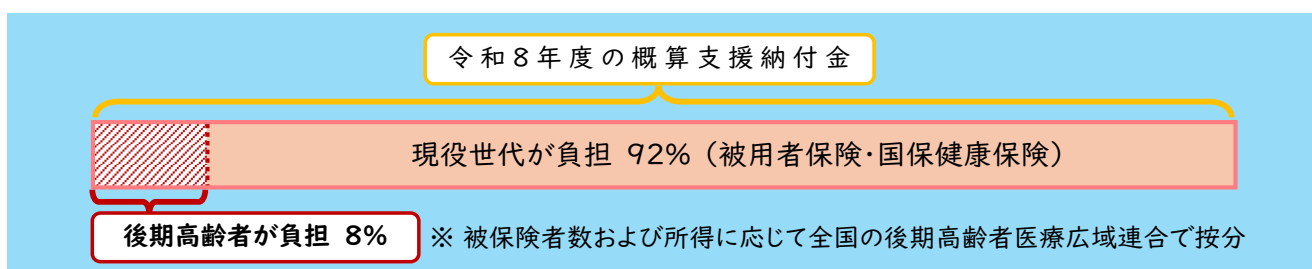
#### ② 診療報酬の改定

診療報酬とは、保険医療機関や保険薬局が提供するサービスに対して支払われる報酬のことで、2年に一度、改定が行われます。物価の上昇対策や医療機関の経営環境の改善、医療に携わる職員の賃上げなどに対応するため、全体で2.22%引き上げられました。

## (2) 子ども分の保険料

「子ども・子育て支援金制度」は、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、子ども分の保険料は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの取組の財源として活用されます。

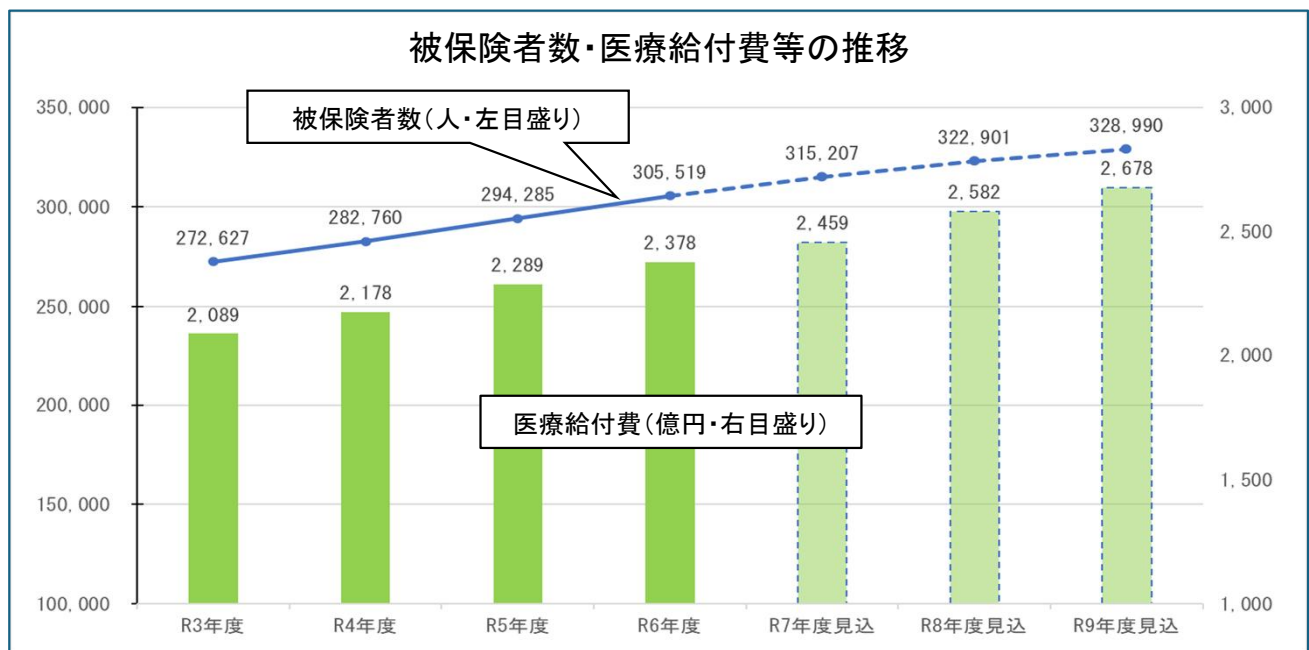
国に納める支援納付金の額は、各保険者間（後期高齢者医療のほか被用者保険、国民健康保険）で按分して負担することとされています。



## 保険料負担の急激な増加をやわらげる措置

1. 医療分保険料の上昇を抑えるために、前回改定時の37億円を上回る40億円の剰余金を投入しています。
2. 低所得者に配慮するため、均等割の7割軽減となる世帯は、令和8年度・令和9年度に限り医療分のみ0.2割が追加され、7.2割軽減となります。
3. 中間所得層と上位所得層の負担バランス等を考慮し、収入が高い方の保険料負担の年間上限額(賦課限度額)が80万円から85万円に引き上げられます。これにより中間所得層の保険料負担上昇をゆるやかにします。

## 栃木県の被保険者数・医療給付費等の推移



(注)被保険者数は3月~2月の平均

## 収支の見込み

